

VII 介 護 保 險 事 業

VII 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっている。保険者は市町村及び特別区である。

平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。

1 被保険者数と認定者数の推移

(1) 被保険者とは

第1号被保険者 65歳以上の者

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(2) 要介護・要支援認定者数の推移

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会（審査会48回開催、審査件数5,376件）で判定を行っている。

適正申請勧奨や認定有効期間の延長等により、認定率は減少傾向を示している。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
第1号被保険者(A)		24,349	24,589	24,751	24,753	25,060
認定者数	第1号被保険者(B)	4,532	4,526	4,347	4,480	4,480
	第2号被保険者	76	69	74	91	84
	計	4,608	4,595	4,421	4,571	4,564
認定者比率(B/A) (%)		18.6	18.4	17.5	18.0	17.8

(3) 要介護度別認定者数

(令和2年3月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者	404	339	1,031	879	600	676	551
第2号被保険者	7	6	21	15	14	12	9
計	411	345	1,052	894	614	688	560

2 保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて1か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1～5の人は介護サービスを利用することになる。

【居宅サービスの支給限度基準額（月額）】

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
支給限度基準額	50,320	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170

※1 利用者負担は、支給限度基準額の範囲以内で実際にかかる費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）となる。

⇒3割負担になるのは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。

*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

⇒2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。（3割負担になる人を除く。）

※2 施設と地域密着型サービスのうち施設生活で提供されるものは、支給限度基準額が適用されない。

(1) 受給者数の推移（延人数）

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
居宅サービス	33,418	33,809	32,138	30,584	30,820
地域密着型サービス	5,454	6,980	7,198	7,664	8,357
施設サービス	10,367	10,325	10,412	10,406	10,590
計	49,239	51,114	49,748	48,654	49,767

(2) 保険給付の状況

	給付額（円） ※[]内前年からの伸び率（%）				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
居宅サービス	3,394,416,906 [△1.1]	3,348,083,619 [△1.4]	3,256,834,080 [△2.8]	3,143,966,875 [△3.5]	3,123,249,114 [△0.7]
地域密着型サービス	1,127,576,255 [0.2]	1,224,049,351 [8.6]	1,222,054,615 [△0.2]	1,303,657,362 [6.6]	1,427,292,010 [9.5]
施設サービス	2,609,394,478 [△1.6]	2,561,408,220 [△1.8]	2,625,019,684 [2.5]	2,666,514,286 [1.6]	2,782,854,765 [4.4]
その他	417,508,557 [5.2]	422,506,079 [1.2]	410,895,886 [△2.7]	420,109,716 [2.2]	439,504,164 [4.6]
計	7,548,896,196 [△0.8]	7,556,047,269 [0.1]	7,514,804,265 [△0.6]	7,534,248,239 [0.3]	7,772,900,053 [3.2]

※ 地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

3 地域支援事業

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくりなど）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

主な事業内容		
介護予防・日常生活支援総合事業	【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
包括的支援事業	【地域包括支援センターの運営】	
	総合相談支援業務	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。
	権利擁護業務	専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等の予防、軽減、悪化の遅延・防止し、自立した日常生活を支援する。
	【社会保障充実分】	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
地域ケア会議推進事業	個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組み、地域を包括的に支援する。	
任意事業	介護給付等費用適正化事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業	

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場の充実・継続的拡大を図るとともに、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を行い、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するための事業を実施した。

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的知識の普及啓発に効果があると認められる事業を実施した。

◆介護予防教室

運動、栄養、口腔、認知症等の介護予防に関する知識の習得、活動等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数	12	14	22	28	28
開催回数	60	60	110	140	125
参加者数	802	1,166	1,398	2,140	1,811

◆認知症予防教室（平成 29 年度～）

認知機能を刺激する体操等、認知症予防に資するプログラムを実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数			2	1	1
開催回数			24	36	36
参加者数			380	665	547

◆泳がない!水中足腰運動教室（平成 30 年度～）

プールでの水中運動等を組み合わせた転倒予防を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
事業所数				1	1
開催回数				24	24
参加者数				422	377

◆地域づくり型運動教室（令和元年度～）

専門職の指導による軽体操のほか、教室終了後に参加者自らが通いの場を立ち上げるための話し合い等を行い、住民主体の地域活動組織立ち上げの支援を実施した。

事業所数：3 開催数：60 回 参加者数：603 人

◆介護予防教室等の周知

65 歳到達者に対する介護保険被保険者証の送付時に各種教室等のチラシを同封

◆介護予防普及啓発活動

平成 29 年 10 月より、本市独自に毎月 15 日を「介護予防の日」と設定し、高齢福祉課職員が啓発用 T シャツを着用し業務遂行

◆「米沢はっぴい体操」の普及（平成 29 年度～）

平成 30 年 3 月、本市オリジナル介護予防体操「米沢はっぴい体操」DVD を作成。以降、体験会の開催・チャレンジデーでの実施・各医療機関へのチラシ配布実施

イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げおよび継続的活動の支援を実施した。

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）立ち上げ支援（平成 26 年度～）

米沢はっぴい体操・いきいき 100 歳体操に取り組む地域活動組織の育成を行った。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
新規設置数 〔合計設置数〕	7 〔9〕	7 〔16〕	3 〔19〕	3 〔22〕	6 〔28〕
参加者数 〔合計人数〕	93 〔117〕	146 〔263〕	47 〔310〕	13 〔323〕	45 〔368〕

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）活動継続支援（平成 26 年度～）

体力測定や運動指導等、実施状況の把握および実地指導を行った。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
実施数	23	65	54	57	86
参加者数	239	953	785	862	1,069

◆介護予防推進員への活動支援（平成 27 年度～）

介護予防に関するボランティアの人材育成のための学習会を開催した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
推進員数	10	10	9	8	7
実施回数	16	10	11	17	9

〔介護予防推進員による地域活動内容〕

いきいきデイサービスでの運動指導、地域住民に対する運動指導等

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域活動組織等に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取組に対する技術的指導を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
派遣団体数			8	7	5
派遣回数			10	14	11

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態となることの予防・状態軽減・悪化防止および日常生活の支援を行うことにより、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護サービス事業所の専門的なサービスに加え多様なサービスの充実による地域の支え合い体制づくりを推進するための事業を実施した。

ア 通所型・訪問型介護予防事業

高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を内容とした、リハビリテーション専門職等による 3～6 か月の短期集中型サービスを提供した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
通所型参加者数			35	20	14
訪問型参加者数			0	0	0

イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業・介護予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行うよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

◆ケアプラン作成数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
作成件数			2,395	3,916	4,470

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営（平成 18 年度～）

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

令和元年 10 月より一部地区割を再編し地域型センターを中地区に増設、直営型センターをセンター間の総合調整や後方支援を行う基幹型センターへ変更した。

地域型	地区名	名 称	運営法人
	東地区	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人 敬友会
	西地区	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
	南地区		
	北地区	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人 緑成会
	中地区	サンファミリア米沢地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢弘和会
[基幹型]	米沢市地域包括支援センター	米沢市	

ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を実施した。

◆総合相談件数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	6,179	6,487	6,181	8,160	9,340

◆高齢運転者の生活支援等に係る警察署との連携対応（平成 29 年度～）

平成 29 年 12 月より、警察署へ相談に訪れた高齢運転者が運転免許返納後の生活支援等に関して地域包括支援センターによる支援を希望した場合、運転免許返納者の情報を共有、相談や情報提供等の必要な支援を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数			14	22	10

イ 権利擁護業務

関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施した。

◆権利擁護に関する相談

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	179	242	171	280	268

◆高齢者虐待に関する相談

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	309	262	415	638	443

◆消費者見守りサポーター養成講座（平成 27 年度～）

消費者被害を早期発見し、相談窓口への通報など見守り活動を行う消費者見守りサポーター及びサポーター養成講座の講師となる消費者見守りメイトを養成した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
養成講座開催数	28	42	26	22	35
養成人数 〔合計人数〕	422 〔422〕	569 〔991〕	448 〔1, 439〕	158 〔1, 597〕	588 〔2, 185〕
講師養成開催数	2	1	1	1	1
講師養成数 〔合計人数〕	40 〔40〕	14 〔54〕	14 〔68〕	12 〔80〕	9 〔89〕

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめとする多職種相互の協働による包括的かつ継続的な地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を実施した。

◆介護支援専門員に対する個別支援

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	369	292	276	344	314

◆支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	93	101	124	139	135

◆ケアプラン作成指導等

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	622	380	419	455	448

◆質の向上のための研修

◎介護支援専門員連絡協議会研修会

介護支援専門員で組織する米沢市介護支援専門員連絡協議会が資質向上・自己研鑽を目的として、地域包括支援センターとの協働により開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数	4	4	4	4	4

◎地域包括支援センター担当地区別研修会

地域包括支援センターが担当地区内の介護支援専門員に対する支援として開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数	5	10	10	9	6

◎ケアマネジメント向上研修会

地域共生社会の実現に向けて、制度横断的な対応を可能とするための連携体制構築を目指し、年1回、相談支援専門員（障がい）と介護支援専門員との合同研修を実施。その他、直営型センターを中心に介護支援専門員の資質向上のため必要に応じて開催。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数				2	1

◆新規ケアプラン確認指導（平成 30 年度～）

新規作成されたケアプランについて記載要領等を参考に内容を確認、助言等を記載した確認票により介護支援専門員への指導等を実施。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数				468	424

エ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者に対し、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

◆予防給付ケアプラン作成数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
作成件数	643	683	3,313	1,663	2,110

② 在宅医療・介護連携支援事業（平成 29 年度～）

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、米沢市立病院に在宅医療・介護連携支援センターを設置し、調査や研修会・講演会の開催等、必要な業務を実施した。

③ 生活支援体制整備事業（平成 30 年度～）

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーター（高齢福祉課 1 名・米沢市社会福祉協議会 3 名）を配置し、社会資源・住民主体の活動の把握等を実施した。

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及びサポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成した。

◆ 認知症サポーター養成講座（平成 21 年度～）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
養成講座開催数	56	61	59	60	50
養成数(人) 〔合計人数〕	1,130 〔3,625〕	1,369 〔4,994〕	968 〔5,962〕	875 〔6,837〕	647 〔7,484〕
講師養成開催数 (県主催)	2	2	2	2	1
講師養成数(人) 〔合計人数〕	23 〔86〕	22 〔108〕	18 〔126〕	13 〔139〕	20 〔159〕

イ 徘徊高齢者等支援事業（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録（事前登録制度「かえっぺ」）を行い、警察署との情報共有・早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
新規登録者数	36	13	27	29	40
登録者総数	36	49	76	105	145

ウ 認知症初期集中支援推進事業（平成 27 年度～）

平成 27 年 10 月より、認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための医師をはじめとした専門職による支援チームを米沢こころの病院に設置し、地域包括支援センターからの相談対応や助言・指導のほか個別事例対応等、必要な支援を実施した。

エ 認知症地域支援推進員設置事業（平成 26 年度～）

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を地域包括支援センター（直営型 2 名・委託型 3 名）に配置し、必要な支援を実施した。

⑤ 地域ケア会議推進事業（平成 28 年度～）

平成 28 年 12 月より、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした個別事例検討（自立支援型地域ケア会議）を開催し、介護支援専門員の資質向上や地域課題の把握等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
開催回数		4	12	18	23
検討事例数		8	24	37	46

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施した。

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
認定調査保険者実施率 (個人委託含む)	47.3% (-%)	50.8% (54.5%)	47.5% (50.0%)
ケアプラン点検事業における面接での点検件数	5 件	30 件	50 件
住宅改修アドバイザー事業利用件数		2 件	9 件

平成 30 年度から、認定調査個人委託を開始した。

② 家族介護者交流激励支援事業

日ごろ、在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に開放し、相互交流を図る機会を提供する。(※平成 15 年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会がある。)

対象者は、要介護 3、4、5 の人又は認知症高齢者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びM)を現に在宅で介護している人。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
宿泊交流者数(人)	35	32	20	14	27
宿泊交流先	上山	上山	上山	赤湯	黒沢・小野川
日帰交流者数(人)	48	38	23	38	15
日帰交流先	小野川×2	小野川×2	小野川×2	小野川×3	小野川
総事業費(円)	745,740	635,580	343,200	370,888	373,434

③ 成年後見制度

ア 市長申立て、親族申立て助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、「老人福祉法」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、親族申立ての際の助言、指導も行っている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
市長申立て	2	4	6	4	4
親族申立ての助言・指導	1	1	0	1	1
合計	3	5	6	5	5

イ 申立て費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護及び利用促進の観点から、所得の低い人に対して制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部(又は一部)を助成するもの。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
申立て費用助成件数	2	4	6	4	7
成年後見等報酬助成件数	1	3	1	4	4
合計	3	7	7	8	11

(※申立て費用助成件数は、③-アの表の市長申立て件数と同伴数)

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談、助言を行うとともに申請に係る理由書の作成経費の助成を行うもの。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
助成件数	25	40	26	20	29

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業所を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護相談員を配置し、訪問活動のほか意見交換会等を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談員数	5	6	7	8	8
訪問回数	528	546	590	680	651

⑥ 高齢者見守り支援事業

認知症など心身機能の低下した高齢者を早期発見するとともに、孤独感を緩和し安心した生活の継続を支援するため、見守り訪問員を配置（米沢市社会福祉協議会）、週 1 回程度、介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施した。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
訪問員数	6	6	6	6	6
登録者数	151	157	148	133	130

4 低所得者対策

(1) 高額介護サービス費

世帯の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の 1 か月分の合計額が次の金額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
現役並み所得者 ※同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の人 がいて、収入が単身 383 万以上、2 人以上 520 万円以上の人	世帯：44,400 円
一般世帯	世帯：44,400 円*
住民税世帯非課税	世帯：24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 ●住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者 	個人：15,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の受給者 ●利用負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人：15,000 円 世帯：15,000 円

*同一世帯の全ての 65 歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯には、平成 29 年 8 月から 3 年間に限り、年間上限を 446,400 円（37,200 円×12 か月）とする。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。(医療保険の窓口申請)

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得者の人は、経済的理由で施設利用が困難とならないように、所得に応じて食費・居住費の負担限度額が定められ、一定額以上は特定入所者介護サービス費として支給される。

(4) 介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成 14 年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

① 対象サービス (介護予防を含む。)

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対 象 者		助成内容
介護保険料 賦課段階第 1 段階	市民税世帯子課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者(生活保護受給者を除く)	利用者負担額の 1/2
介護保険料 賦課段階第 2 段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者 市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の者	利用者負担額の 1/3

*「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
件 数 (件)	555	697	582	635	587
助成額 (円)	1,644,532	2,149,518	1,980,508	2,173,493	2,081,291

(5) 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

5 財政状況

介護サービスの利用増加により保険給付費の支出が増加しているが、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画（保険料算定の基礎となる）に概ね沿った状況となっている。

(1) 歳入 (単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
保険料	1,629,475	1,666,910	1,688,910	1,700,949	1,685,408
国庫支出金	2,017,604	1,957,830	1,981,925	2,068,799	2,069,173
支払基金交付金	2,120,193	2,128,320	2,131,987	2,065,353	2,155,934
県支出金	1,122,386	1,123,681	1,130,116	1,147,016	1,186,188
一般会計繰入金	1,165,279	1,151,024	1,183,073	1,197,056	1,282,995
基金繰入金	0	0	0	0	46,503
その他	121,756	152,353	126,581	114,351	103,859
計	8,176,693	8,180,118	8,242,592	8,293,524	8,530,060

(2) 歳出 (単位：千円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総務費	195,545	174,156	201,407	200,489	223,039
保険給付費	7,548,896	7,556,047	7,514,804	7,534,248	7,772,900
地域支援事業費	121,037	137,209	216,376	305,526	315,657
基金積立金	113,104	107,436	165,449	79,264	10,640
諸支出金	49,232	85,293	36,419	72,903	105,554
計	8,027,814	8,060,141	8,134,455	8,192,430	8,427,790

6 介護保険料

第1号被保険者の保険料は市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成27年度から11段階に変更し、負担能力に配慮した保険料負担段階を設定している。また、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

(1) 第7期計画期間の保険料段階

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が市民税非課税 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額(※1)＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.50	34,500円
		×0.45	31,000円
		(※2)×0.375	25,800円
第2	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額×0.75 ×0.625	51,700円 43,100円
第3	第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.75 ×0.725	51,700円 50,000円

段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第 4	非 市 課 民 税 税 者	合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	基準額×0.90	62,100 円
第 5		第 4 段階以外の者	基準額×1.00	69,000 円
第 6	市 民 税 課 税 者	合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額×1.20	82,800 円
第 7		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の者	基準額×1.30	89,700 円
第 8		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の者	基準額×1.50	103,500 円
第 9		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の者	基準額×1.70	117,300 円
第 10		合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額×1.85	127,600 円
第 11		合計所得金額が 600 万円以上	基準額×2.00	138,000 円

※1 合計所得金額 「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額（年金収入に係る所得額の控除は第 1、2、4 段階のみ）

※2 表中の下線部分 令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う保険料率及び保険料年額

(2) 段階別保険料額・被保険者数の推移

段階	年間保険料額 (円)			年度末被保険者数(人)、[]内構成比(%)				
	第 5 期 (24~26 年)	第 6 期 (27~29 年)	第 7 期 (30~32 年)	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
第 1	31,300	31,000	31,000	3,282 [13.0]	3,204 [12.6]	3,120 [12.1]	3,082 [12.0]	3,050 [11.7]
第 2	31,300	51,700	51,700	1,902 [7.5]	1,925 [7.5]	2,002 [7.8]	2,059 [8.0]	2,087 [8.0]
第 3	43,800	51,700	51,700	1,987 [7.9]	2,020 [7.9]	2,136 [8.3]	2,189 [8.5]	2,279 [8.7]
第 4	47,000	62,100	62,100	4,377 [17.4]	4,169 [16.3]	3,964 [15.4]	3,704 [14.4]	3,478 [13.3]
第 5	56,400	69,000	69,000	5,241 [20.8]	5,352 [21.0]	5,480 [21.3]	5,552 [21.6]	5,648 [21.7]
第 6	62,700	82,800	82,800	4,146 [16.5]	4,337 [17.0]	4,369 [17.0]	4,508 [17.5]	4,654 [17.9]
第 7	75,200	89,700	89,700	2,372 [9.4]	2,393 [9.4]	2,483 [12.1]	2,689 [10.4]	2,719 [10.4]
第 8	81,500	103,500	103,500	994 [3.9]	1,111 [4.4]	1,140 [4.4]	1,004 [3.9]	1,069 [4.1]
第 9	100,300	117,300	117,300	369 [1.5]	381 [1.5]	380 [1.5]	338 [1.3]	367 [1.4]
第 10	119,100	127,600	127,600	238 [0.9]	271 [1.1]	272 [1.1]	283 [1.1]	317 [1.2]
第 11	—	138,000	138,000	295 [1.2]	323 [1.3]	345 [1.3]	349 [1.4]	387 [1.5]

(3) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区 分	H27 年度			H28 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,636,377,800	1,616,882,790	98.81	1,673,164,700	1,655,485,206	98.94
(1) 特別徴収	1,490,632,600	1,490,632,600	100.00	1,537,788,300	1,537,788,300	100.00
(2) 普通徴収	145,745,200	126,250,190	86.62	135,376,400	117,696,906	86.94
2 滞納繰越分	54,112,219	11,594,688	21.43	45,732,821	10,747,274	23.50
合 計	1,690,490,019	1,628,477,478	96.33	1,718,897,521	1,666,232,480	96.94

区 分	H29 年度			H30 年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,694,844,800	1,680,148,038	99.13	1,706,281,600	1,694,466,428	99.31
(1) 特別徴収	1,556,713,800	1,557,933,600	100.08	1,581,086,300	1,582,004,900	100.06
(2) 普通徴収	138,131,000	122,214,438	88.48	125,195,300	112,461,528	89.83
2 滞納繰越分	39,078,565	8,761,967	22.42	31,150,203	6,482,742	20.81
合 計	1,733,923,365	1,688,910,005	97.40	1,737,431,803	1,700,949,170	97.90

区 分	R 元年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,690,393,200	1,679,401,992	99.35
(1) 特別徴収	1,565,002,300	1,565,977,400	100.06
(2) 普通徴収	125,390,900	113,424,592	90.46
2 滞納繰越分	26,058,447	6,006,245	23.05
合 計	1,716,451,647	1,685,408,237	98.19

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。

